

## 八雲町民自治推進 委員会を開催します

八雲町町民自治推進委員会は、八雲町自治基本条例に基づき審議会で、自治基本条例及び自治に関する基本的な事項について審議し、町長へ意見を具申する審議会です。

【日時】 3月3日(木)

午後1時30分～

【場所】

役場第1・2会議室(2階)

【内容】

・まちづくり推進会議の実施結果について

【問い合わせ先】

企画振興課協働推進係

☎0137-62-2300

## 八雲町自治基本 条例第14条の規定に基づき、 町民皆様から 広く意見を 公募します

【提出できる方】

次に該当する方(年齢制限はありません)

①町内に住所を有する方

②住所を有していなくても、町内の事業所等で働いている、または学んでいる方

③町内で活動する法人、団体

【資料の入手方法】

①次の場所への備え付け

・環境水道課(本庁舎1階)

・落部支所

・熊石総合支所地域振興課

・熊石総合支所住民サービス課(八雲町合葬墓(仮称)条制定)

②町ホームページからのダウンロード

【提出方法】

①書面の持参、②郵送、③ファクシミリ、④電子メール

※電話での申し込みは受け付けていません。

【提出先】

①書面の持参(環境水道課、落部支所、熊石総合支所(担当課))

②郵送 〒049-3192

八雲町住初町138番地

八雲町役場環境水道課

③☎0137-62-2120

④電子メール

kankyoutown.yakumo.lg.jp

⑤留意事項

意見の提出にあたっては、書面に必ず下記の事項を記載願います。記載無き場合は、

取り扱いできませんのでご留意願います。

①住所 ②氏名(法人その他団体の場合は、名称及び代表者名) ③連絡先電話番号

④「提出できる方」の②に該当する方は、事業所又は学校の名称を記載願います。

※上記の個人情報、本件の内部管理のみに使用します。

また、提出意見及び検討結果の公表にあたっては、上記個人情報公表することはあり

【意見の募集に関する事項】

・募集期間

2月1日(月)～29日(月)

【制定の趣旨】

八雲町が整備しようとする「合葬墓」は、家族単位ではなく広く共同に利用するお墓のことで、骨壺(箱)から開けて故人を特定できない形で収納し、永代供養管理しようとするものです。

近年、遺骨の合同埋葬する施設の問い合わせや、引き取り手のない遺骨の問い合わせもあり、お断りしている状況にあります。さらに高齢化が

進む中、今後、八雲町で亡くなる身寄りのない遺骨につきましても対策が必要となります。このことから、時代のニーズに対応するため合葬墓を整備しようとするものです。

【問い合わせ先】

環境水道課環境衛生係

☎0137-63-2020

【策定の趣旨】

八雲町水道事業は、人口減少および生活様式や都市構造などの変化による水需要の減少により、給水収益は減少しています。一方で、今後は水道施設の老朽化が進んでいくため、施設の更新経費が増加していく見込みであり、厳しい経営事情となっております。

今後も引き続き、安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくためには、八雲町水道事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を示した上で事業運営を行っていく必要があることから「八雲町水道事業ビジョン(素案)」を策定

【縦覧及び意見提出場所】

八雲町役場建設課、渡島総合振興局函館建設管理

理部用地管理部維持管理課、渡島総合振興局産業振興部水産課及び農業振興課

【意見締切日】

3月15日(火)

【問い合わせ先】

渡島総合振興局産業振興部水産課漁港漁村係

☎0138-47-9483

【縦覧期間】

2月5日～3月5日

【縦覧及び意見提出場所】

八雲町役場建設課、渡島総合振興局函館建設管理

理部用地管理部維持管理課、渡島総合振興局産業振興部水産課及び農業振興課

【意見締切日】

3月15日(火)

【問い合わせ先】

渡島総合振興局産業振興部水産課漁港漁村係

☎0138-47-9483

【縦覧期間】

2月5日～3月5日

【縦覧及び意見提出場所】

八雲町役場建設課、渡島総合振興局函館建設管理

理部用地管理部維持管理課、渡島総合振興局産業振興部水産課及び農業振興課

【意見締切日】

3月15日(火)

【問い合わせ先】

渡島総合振興局産業振興部水産課漁港漁村係

☎0138-47-9483

するものです。

【問い合わせ先】

環境水道課業務係

☎0137-63-2020

北海道からのお知らせ

渡島東・後志檜山沿岸

海岸保全基本計画案の縦覧について

北海道では渡島東・後志檜山沿岸海岸保全基本計画の変更にあたり、住民の皆さまのご意見を募集します。

つきましては、計画変更(案)を次のとおり縦覧しますので、ご意見のある場合は各縦覧場所の所属課に提出してください。

【縦覧期間】

2月5日～3月5日

【縦覧及び意見提出場所】

八雲町役場建設課、渡島総合振興局函館建設管理

理部用地管理部維持管理課、渡島総合振興局産業振興部水産課及び農業振興課

【意見締切日】

3月15日(火)

【問い合わせ先】

渡島総合振興局産業振興部水産課漁港漁村係

☎0138-47-9483

【縦覧期間】

2月5日～3月5日

【縦覧及び意見提出場所】

八雲町役場建設課、渡島総合振興局函館建設管理

理部用地管理部維持管理課、渡島総合振興局産業振興部水産課及び農業振興課

【意見締切日】

3月15日(火)

【問い合わせ先】

渡島総合振興局産業振興部水産課漁港漁村係

☎0138-47-9483